

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号。以下「法」という。）第十九条第三項の規定により、次のとおり資金管理団体の指定を取り消した旨の届出があった。

令和五年五月三十日

神奈川県選挙管理委員会
委員長 保 阪 努

(一) 法第十九条第三項第一号による届出

資金管理団体の届出をした者の氏名	資金管理団体の名称	取消年月日
佐藤 昌文	政経フォーラム新日本会	五、二、二四
嶋崎 嘉夫	嶋崎よしおを支援する会	五、一、三一
高橋 淳	無所属の新しい波	五、二、一
成川 保美	成川やすみを支援する会	五、一、一五
藤永 忠	藤永忠と多様な社会をつくる会	五、一、三一
松本 一浩	松本かずひろ後援会	五、二、六
安川 健人	安川健人を応援する会	五、二、一四